

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年2月12日(2021.2.12)

【公開番号】特開2019-113728(P2019-113728A)

【公開日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2019-027

【出願番号】特願2017-247510(P2017-247510)

【国際特許分類】

G 0 9 F	9/30	(2006.01)
H 0 5 B	33/02	(2006.01)
G 0 9 G	3/3233	(2016.01)
G 0 9 G	3/20	(2006.01)
H 0 1 L	51/50	(2006.01)
H 0 1 L	27/32	(2006.01)

【F I】

G 0 9 F	9/30	3 3 8
H 0 5 B	33/02	
G 0 9 F	9/30	3 6 5
G 0 9 G	3/3233	
G 0 9 G	3/20	6 2 4 B
G 0 9 G	3/20	6 4 2 A
H 0 5 B	33/14	A
H 0 1 L	27/32	

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月21日(2020.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1電極が第1ノードに接続され、第2電極が第2ノードに接続され、第3電極が第3ノードに接続される駆動トランジスタと、

一方の電極が前記駆動トランジスタの第1電極が設けられる層と同一の層に設けられる第1導電層から構成され、かつ、前記第1ノードに接続され、他方の電極が前記駆動トランジスタの活性層が設けられる層と同一の層に設けられる半導体層から構成され、かつ、前記第2ノードに接続される第1容量素子と、

前記第1ノードと前記第3ノードとの間に接続される第1スイッチと、

前記第3ノードに電気的に接続される画素電極と、第1共通電極とを有する発光素子と、

を備える画素を有する表示装置。

【請求項2】

前記第1導電層は前記半導体層と重畳する、請求項1に記載の表示装置。

【請求項3】

前記画素は、第2共通電極と前記第1ノードとの間に接続される第2容量素子を有し、

前記第1容量素子の容量値は前記第2容量素子の容量値よりも小さい、請求項1又は請求項2に記載の表示装置。

【請求項 4】

前記第1容量素子の容量値は、前記第2容量素子の容量値の30%以上50%以下である請求項3に記載の表示装置。

【請求項 5】

前記第1共通電極の電位は、前記第2共通電極の電位よりも小さい、請求項3に記載の表示装置。

【請求項 6】

前記画素は、一方の端子が映像信号線に接続され、他方の端子が前記第2ノードに接続される第2スイッチを有する、請求項5に記載の表示装置。

【請求項 7】

前記画素は、第3スイッチと、第4スイッチと、第5スイッチと、第6スイッチと、電源線と、を含み、

前記第3スイッチは、第3共通電極と前記第1ノードとの間に電気的に接続され、

前記第4スイッチは、前記電源線と前記第2ノードとの間に、電気的に接続され、

前記第5スイッチは、前記第3ノードと前記画素電極と間に電気的に接続され、

前記第6スイッチは、前記第3共通電極と画素電極との間に電気的に接続される請求項6に記載の表示装置。

【請求項 8】

前記第2共通電極の電位は、前記電源線の電位と略同一である、請求項7に記載の表示装置。

【請求項 9】

前記第1スイッチと前記駆動トランジスタと前記第2スイッチとが導通するとき、前記第1容量素子の前記一方の電極と前記他方の電極との間に、前記駆動トランジスタの閾値電圧に相当する電荷が保持され、

前記発光素子が発光するとき、前記発光素子が発光しないときと比較して、前記第1ノードの電位が、前記第1容量素子の前記容量値と前記第2容量素子の前記容量値とから算出される比率の分、増加する請求項7に記載の表示装置。

【請求項 10】

前記第3共通電極の電位は、前記電源線の電位、及び、前記第2共通電極の電位よりも小さい、請求項8に記載の表示装置。

【請求項 11】

前記第3共通電極を構成する第2導電層は、前記第1導電層及び前記半導体層の両方と重畳する、請求項10に記載の表示装置。

【請求項 12】

第1電極が第1ノードに接続され、第2電極が第2ノードに接続され、第3電極が第3ノードに接続される駆動トランジスタと、

一方の電極が前記駆動トランジスタの第1電極が設けられる層と同一の層に設けられる導電層から構成され、かつ、前記第1ノードに接続され、他方の電極が前記駆動トランジスタの活性層が設けられる層と同一の層に設けられる半導体層から構成され、かつ、前記第3ノードに接続される第1容量素子と、

前記第1ノードと前記第3ノードとの間に接続される第1スイッチと、

前記第3ノードに電気的に接続される画素電極と、第1共通電極とを有する発光素子と、
、
を備える画素を有する表示装置。

【請求項 13】

前記画素は、第2共通電極と前記第1ノードとの間に接続される第2容量素子を有し、前記第1容量素子の容量値は前記第2容量素子の容量値よりも小さい、請求項12に記載の表示装置。

【請求項 14】

前記第1容量素子の容量値は、前記第2容量素子の容量値の30%以上50%以下であ

る請求項1～3に記載の表示装置。